

松 山 大 学 論 集
第 26 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 5 年 2 月 発 行

CAFTA における中国とベトナムとの
経済・外交関係

姚 海 峰

CAFTA における中国とベトナムとの 経済・外交関係

姚 海 峰

はじめに

第一節 先行研究

第二節 CAFTA の締結背景：中国とベトナムの外交関係において

第三節 CAFTA における中国とベトナムの経済関係

第四節 中越関係の不安定要素——南中国海問題

終わりに

はじめに

中国国内市場において、貿易と投資の分野における競争が激しくなり、資源問題・人件費上昇などの問題により、中国企業の海外市場への進出が増加してきた。同時に、中国政府は「走出去」政策を打ち出し、製品の海外輸出だけでなく、企業の海外進出を促進することを目指している。その政策に応じて、中国企業の海外投資活動が活発化している。

また、中国の急速発展と軍事力の増強により、アジア諸国では「中国脅威論」が高まっている。そのような言論は中国にとって不利益であるため、中国政府は可能な限りに「中国脅威論」を緩和しようとしている。また、中国政府は経済の発展と共に、国際社会における地位を高めることを目標として努力している。

以上の目的を達成するためには、中国は自国の周辺諸国との関係を良好にしなければならない。そのため、近隣である ASEAN は中国にとって戦略的に重要な地域だが、ASEAN は発展レベル、政治体制が異なる十カ国で構成されて

いるため、中国にとってすべての加盟国との間に上記の目的を容易に果たせるわけではない。

本論文では、CLMV 諸国との関係の分析を行いたい。CLMV 諸国は長い間で、中国から様々な面の援助を受けてきた。その影響により、CLMV 諸国のほとんどは中国と緊密な経済・政治関係を維持してきた。言い換えれば、これらの国は親中派の国である。しかし、ベトナムは一つの例外として存在している。貿易面では、近年中国はベトナムの最大の貿易相手国となってきたが、外交面では、2008年からベトナムは軍事費を増加することや、2009年以降ベトナムの漁民が中国の設定した禁漁通告の期間内に南中国海で操業することなどで、両国間で緊張関係が生じている。

FTAの一般的な理論では、FTAを締結することによって、単に市場統合による経済的利益のみならず、相互の経済的相互依存を強化することによって、政治的連帯と信頼を増進させ、もって地政学的ないし戦略的な意味での一体感を形成する効果がある¹⁾だが、ベトナムと中国の場合、経済的な相互依存ができていないが、政治的連携と信頼関係はまだ構築されていない。

そのため、本論文では中国がASEANとCAFTAを締結する目的の一つである「中国脅威論」を抑制する視点から、中国とベトナムの経済・外交関係を考察したい。そして、CAFTAにおける中国とベトナムの貿易・投資状況（特に現時点ア－リーハーベスト品目の関税削減により貿易関係の深化）が深化していながら、なぜ近年中国とベトナムの外交関係が緊張化するのか、FTAの締結により良好的な政治関係を得るとい一般理論は成り立つのかを検討したい。

まず、第一節では、中国の対ベトナムの貿易、投資及び外交に関する既存の研究成果をサーベイし、FTAによる経済と外交の関係の一般的な観点を整理する。

1) 「日本のFTA戦略」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html 2014年1月13日アクセス

第二節では、CAFTA の締結背景として、CAFTA を締結する前後のベトナムにおける「中国脅威論」の要因と、中国が「中国脅威論」を緩和するための努力を考察する。

第三節では、ベトナムにおける「中国脅威論」を明らかにする上で、CAFTA における中国とベトナムの経済関係を分析する。特に、現段階に関税がゼロまで削減されたアーリーハーベスト品目の貿易状況と、FTA を締結以来中国の対ベトナムの直接投資の状況を考察することによって、中国とベトナムとの経済関係の緊密さを明らかにしたい。

第四節、南中国海問題から中国とベトナムの経済関係が深化しているが、外交関係は緊張していることを説明する。そして、その矛盾の現状により FTA の締結により良好的な政治関係を得るという一般理論を批判的に検討する。

最後に、CAFTA における中国とベトナムの関係をまとめて、中国の対ベトナムの経済・外交関係を説明しておきたい。

第一節 先行研究

2010 年に、CAFTA が発効したが、中国と CLMV 諸国の関税削減はアーリーハーベスト品目に限られている。そのため、CAFTA により中国の対 CLMV 諸国の関税削減による経済効果に関する研究が少なく、しかも中国とベトナムとの貿易関係の研究はさらに少ない。本節では、先行研究をサーベイすることにより本稿の狙いを明らかにしておこう。

CAFTA の発効（2010 年）後、ベトナムの中国向けの輸出が大幅に成長しているが、ベトナムの中国からの輸入は十分に明らかにされていない（高橋，2013 年）²⁾。そして、石川幸一は中国の対ベトナム貿易では資源の輸入が大半を占めていたが、ベトナムへの輸出は電気機械が中心となっていると分析した³⁾。

2) 高橋俊樹「ACFTA (ASEAN 中国 FTA) の域内貿易への影響と運用実態」『季刊 国際貿易と投資 Autumn 2013/No. 93』

3) 石川幸一「急拡大する中国と ASEAN の貿易関係」『季刊 国際貿易と投資 Winter 2006/No. 66』

高橋と石川の研究は中国とベトナムの貿易について貿易量及び貿易品目について分析を行ったが、CAFTAにおける関税撤廃の効果に関する分析は行っていない。中国とベトナムの間のノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の関税削減は始まっていないが、アーリーハーベスト品目の関税は2008年からすでにゼロになっている。本稿では、中国とベトナムのアーリーハーベスト品目の関税がゼロに削減される以前と以後の貿易状況を分析することを通じて、現時点までのCAFTAによる中国の対ベトナム貿易の変化を明らかにしたい。

貿易の他、福地亜希は中国企業の対ベトナムへの投資の要因を考察した。中国による対ベトナム、カンボジア、タイへの投資は貿易摩擦回避型として、第三国に向けての輸出を目的とした繊維・衣類分野での投資が多い⁴⁾。ただし、福地の考察は2009年までに止まって、「投資協定」が発効した2010年以後の中国による対ベトナム投資の状況は考察されていない。本稿では、「投資協定」発効以降の中国の対ベトナム投資の動向を考察し、その投資の背景を明らかにしたい。

経済の側面の他、FTAの締結は外交面における影響も欠かせない。ゴワ・JはFTAが第三国による潜在的あるいは現実の脅威に対抗して安全保障同盟関係を強化するため経済手段の一つとなることを述べた⁵⁾。また、ポラーテック・S・WはFTAの加盟国間の貿易量が大幅に増加するほど、加盟国間の衝突の可能性が小さくなることを述べている⁶⁾。その他、徐春祥はFTAによる貿易と安全保障の関係を①両国間の貿易量の増加は両国の経済上の依存度が大きくすること、②両国間の貿易量の増加と共に、両国の相互信頼関係が深まること、③

4) 福地亜希「ASEANと中国のFTA(ACFTA)と経済関係の深化」『Btmu Asean Topics No. 2010/7』

5) Gowa, J 『Allies, Adversaries, and International Trade』1994 Princeton University Press <http://www.stanford.edu/class/polisci243c/readings/v0002105.pdf> 2013年8月15日アクセス

6) Polachek, S. W. 『Conflict and Trade: An Economics Approach to Political Interactions. Why Democracies Cooperate More and Fight Less: The Relationship between International Trade and cooperation』Review of International Economics, 1996, 295~309頁

FTAの加盟国にとって、安定的な貿易状況は相手国との紛争を最低限に収めることが可能になる、と論じた⁷⁾

ゴワ・J、ポラーテック・S・Wと徐の理論は一般的なFTAによる貿易と政治の関係を代表している。ただし、中国とベトナムの場合では、2000年代後半に入って中国はベトナムの最大の貿易相手になっているにもかかわらず、2007年以後中国とベトナムの間で南中国海における関係が緊張している。本論文では、中国とベトナムの経済関係が深化しているにもかかわらず、外交関係が緊張している点を踏まえて、ゴワ・Jらの主張するFTAによる貿易と政治の一般理論を検討する。

石川幸一と関志雄は中国がASEAN諸国とFTAを締結することによって、「中国脅威論」を収めることを目的にしていることを主張している⁸⁾。1990年代後半から、中国は「中国脅威論」を抑制するため、様々な努力をしてきた。当時の胡錦濤政権は「韜光養晦、有所作為」政策を打ち出し、周辺諸国と友好関係の構築を目指している⁹⁾。しかし、2000年代後半に、CAFTAの締結にもかかわらず、中国とベトナム、中国とフィリピンの間に、南中国海における関係が益々緊張化している。その影響により、ASEAN諸国では、再び「中国脅威論」が強まっている。現状をみる限り、中国の当初の目的は達成されていない。後述するように、中国はASEAN全体に対して、「中国脅威論」を緩和しようと努力しているが、ASEANの加盟国それぞれには違う態度をとっている。そのため、本章では、中国の対ベトナムの外交政策による影響を分析する。

7) 徐春祥『東亞貿易一体化－從区域化到区域主義』社会科学文献出版社 2008 115～118頁

8) 石川幸一「ASEANと中国のFTAをどう評価するか」『季刊 国際貿易と投資 Spring 2006/No. 63』

関志雄「中国のWTOとFTA戦略」<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm> 2013年8月20日アクセス

9) 「韜光養晦、有所作為」という言葉は鄧小平が最初に使用され、江沢民時代後期に政策として提出された。胡錦濤政権の時、この政策は中国外交の核心政策として現れた。その意味は「中華復興の目標達成までの道が長い、当面は目立たないようにしてじっくり力を蓄えよう。それと同時に、すべきことをやる」ことである。

以上述べたように、本章はこれらの先行研究を踏まえて、CAFTA 締結以後の中国とベトナムの経済・外交関係の分析を行う。

第二節 CAFTA の締結背景：中国とベトナムの外交関係において

以前の研究において、私は中国が ASEAN と FTA を締結する目的の一つは「中国脅威論」を緩和することであると論じた。1970年代に、ASEAN の加盟国の中でベトナムは唯一中国と戦争の経験があるので、この戦争で「中国脅威論」はベトナムに深く根付き、その後もベトナムは中国に対して警戒心を持ち続けている。CAFTA における中国とベトナムの関係を明らかにするためには、ベトナムの「中国脅威論」の要因と「中国脅威論」に対する中国の対応の考察が不可欠である。

本節では、ベトナムの CAFTA を締結する目的を明白にする上で、ベトナムにおいて CAFTA を締結前後の背景として、「中国脅威論」の要因とそれに対する中国の対応を考察することにより、現在、CAFTA における中国とベトナムの関係を明らかにしておきたい。

1. ベトナムの CAFTA を締結する目的

ベトナムは ASEAN の後発国であり、ASEAN の中で、唯一の中国と戦争の経験がある国である。1991年、ベトナムと中国の国交が正常化した。戦争の経験によりベトナムは中国に対して恐ろしい感情を持っていた。その感情は直接的にベトナムの対中国の政策に影響する。

1991年ベトナムと中国の国交が回復する以前、ベトナムの対中政策は完全な依存から完全的对立へ移行した。しかし、その結果、1979年に中越国境戦争が勃発し、ベトナムと中国の国交は10年間中断した。1991年に、ベトナムと中国との国交が正常化した。ベトナムは中国に対する政策を新たに考量した。経済面では、ベトナムは積極的に中国と様々な経済協力に参加している。それによって、中国と経済上互利互信を促進することを図っている。一方、軍

事面では、ベトナムは中国と対抗する政策をとっている。例えば、軍備の現代化である。その他、ベトナムは欧米諸国の関係を深めることによって、中国を牽制する政策をとっている。これらの政策により、CAFTAを締結してから、ベトナムと中国の経済関係は深まっているが、南中国海における軍事上の対立の直接的な要因であると考えられる。

また、1986年にベトナムの第6回党大会でドイモイ（刷新）政策を採用した。それから、ベトナムの経済開発政策は二本柱でなりたつ。第一は、改革を進め、持続的発展の礎となる社会主義志向の市場経済を確立する。第二に、地域および国際的統合を加速させ、国家の成長に必要な資源の流動性を高めるとともに、平和や安定、協力の面で貢献する。2020年までに新興工業国の仲間入りをする¹⁰⁾と決められた。その目標を達成するため、ベトナムは経済の急速発展期に入っている中国を利用し、自国の経済発展を促進することを図っている¹¹⁾。そのため、ベトナムにとって、中国とCAFTAを締結することは経済発展の促進効果を目的にしていると考えてもよいだろう。

さらに、トラン・ヴァン・トウの研究によれば、ベトナムの産業構成と貿易構成の面から考えれば、ベトナムはCAFTAにより開かれた中国市場を利用するため、現在の輸出構造と産業構造を高度化させていかなければならない。中国とFTAを締結することによって、FTAの動態的效果が働く¹²⁾すなわち、FTAを締結することによって新しい比較優位の創出によるインパクトへの対応と市場機会の活用ができる¹³⁾。これはベトナムの一つの目的と考えられる。

確かに、FTAの締結によって、加盟国における動態効果が生じる可能性はあるが、FTAの効果が現れるまで、一定の時間は必要だろう。だが、生産力の弱い国の地場産業はFTAの経済効果が現れる前に、耐えきれず潰れてしまう事例が国際社会において存在している。吾郷健二はNAFTAの事例を分析し、

10) ファン・バン・カイ「技術移転の推進拠点を」<http://www.nikkei.co.jp/hensei/asia2004/3day/02.html> 2014年11月12日アクセス

11) Le Hong Hiep「Vietnam's Hedging Strategy against China since Normalization」『Contemporary Southeast Asia』Vol. 35. No. 3 2013 334頁

生産力が弱いメキシコは生産力の強いアメリカと FTA を締結した結果を説明した。当初、NAFTA が締結された際に、メキシコ当局は FTA の経済効果により、メキシコの経済発展を促進する効果に至ると予想した。しかし、NAFTA によって、メキシコの実産能力を覆い損なう形で、貿易の量や流れが完全に変わり、かつ輸出増加を上回る輸入増加によって貿易赤字となっていた¹⁴⁾

NAFTA におけるメキシコとアメリカの関係は CAFTA におけるベトナムと中国の関係の参考事例と考えられる。ベトナムと中国の場合では、CAFTA の規定により、ベトナムなどの ASEAN 後発国の関税削減は中国と ASEAN6 の関税削減スケジュールより遅れているが、中国商品の大量的な輸入によって、ベトナムの地場産業は FTA による経済効果が働くまで耐えられるのか、懸念となる。

上述したように、ベトナムは経済の発展のため、中国と FTA を締結した。しかし、ベトナムにおける「中国脅威論」はベトナムと中国の不安要素となる。経済発展に集中する中国は CAFTA を締結するため、様々な「中国脅威論」を

12) FTA の締結は静態的な効果と動態的な効果に至る。静態的效果とは貿易創出効果と貿易転換効果である。貿易創出効果とは、FTA 締結国間で関税が撤廃されることにより貿易が拡大するという経済効果を示している。貿易転換効果とは、FTA による優遇措置で割安となった高コストの域内国製品が、域外国からの低コスト製品に転換されるという効果を示す。——村田博昭「FTA による日本経済の改革—日本の貿易・産業構造に及ぼす経済効果分析」<https://www1.doshisha.ac.jp/~sshinoha/report/2001/Murata.pdf> 2014 年 11 月 12 日アクセス

動態的效果は市場拡大効果と競争促進効果などである。市場拡大効果とは、企業における規模の経済を通じた経済的利益の発生に関するものである。FTA により内外市場の統合が進むことにより市場規模が拡大する。生産技術には、規模拡大に伴って単位当たりの生産コストを低下させる特徴があり、規模の経済は企業収益の向上に資する。競争促進効果とは、市場拡大に伴う競争圧力が、企業の経営努力を引き出すものである。海外企業の進出などに対抗するため、企業は品質向上、価格低下、新製品開発などの経営努力を行い、これは生産効率の向上に寄与する。——「EPA の動態的效果に係る委託調査事業」三菱総合研究所 平成 23 年 11 頁 http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001905.pdf 2014 年 11 月 12 日アクセス

13) トラン・ヴァン・トウ「ASEAN—中国の FTA：ベトナムへの挑戦」http://www.f.waseda.jp/tvtran/jp/ronbun/J06Mar_obirin_sanken_ronbun.pdf 2014 年 11 月 11 日アクセス

14) 吾郷健二「NAFTA の神話とメキシコの経済現実」11 頁 <http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/660/ec-n39v3-p1-30-ago.pdf?sequence=3> 2014 年 11 月 12 日アクセス

封じ込まなければならない。次の節では、まず、ベトナムにおける「中国脅威論」を明らかにしておきたい。

2. ベトナムにおける「中国脅威論」

ソ連が崩壊して以来、中国は唯一の社会主義大国として存続している。そして、1990年代後半から中国は急速な発展期に入って、年平均10%のGDP成長率を維持し、世界諸国に注目されてきた。また、経済の発展と共に中国のアジアにおける影響力も上昇している。このような中国の台頭が周辺諸国の不安を起こさせ、台頭する大国である中国は覇権国になるのではないかという懸念を引き起こし、「中国脅威論」が高まってきた。

「中国脅威論」について、数多くの研究が存在しているが、佐藤考一は「中国脅威論」の類型を次のように整理した。すなわち、中国脅威論の要因は①歴史的要素、②軍事的要素、③政治的要素、④経済的要素、⑤非伝統的安全保障要素、⑥中国の巨大な規模、以上の6つである¹⁵⁾ ASEAN諸国における「中国脅威論」は、佐藤が主張する6つの要素の集合体と理解できるが、国によって、「中国脅威論」への考え方は異なるだろう。本稿ではベトナムにおける「中国脅威論」の原因を①歴史的要素②軍事的要素と③政治的要素に分類する。特に、1979年にベトナムと中国が直接戦争をしたことと近年中国海軍軍備の強化、南中国海における紛争は「中国脅威論」の原因である。そのため、本論文ではこの3つの側面からまとめておきたい。また、ベトナムにおける「中国脅威論」はCAFTAの締結の2002年を基準にして、CAFTA締結以前の「中国脅威論」とCAFTA締結以後の「中国脅威論」に分けることができる。まず、CAFTA締結以前の「中国脅威論」を考察してみる¹⁶⁾

15) 佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国－安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房 2012 23頁

16) このCAFTAと言うのは「中国ASEAN包括的経済協力枠組み協定」のことを指す。

(1) ベトナムにおける「中国脅威論」の歴史的要素

1960年代に、中国とソ連の関係が悪化した。中国はソ連と対抗するため、ベトナムからの支持を望んでいた。しかし、ベトナムは第二次世界大戦時の中国とソ連との関係のバランスを維持するため、特にソ連を支持していなかったが、中国も支持していなかった。ベトナムのこの態度は当時中国の不满を招いていた。さらに、中国は、1970年代には、中国とソ連の関係悪化により、資本主義陣営だけではなく、社会主義陣営からも孤立していた。この状況から脱出するため、中国は米国との友好関係を望んだのである。そして、1972年に米国のニクソン大統領が中国へ訪問し、中米関係が大きく緩和した。その時、ベトナムは国境を接する中国の圧力が強くなることを恐れて、1978年にソ連と「ソ越友好協力条約」を締結した。それらのことによって、中国とベトナムの同盟関係が破れ、対立することになった。1979年に、ベトナムはソ連の支持を得て、中国の同盟国のカンボジアへ侵攻した。中国はカンボジアを守るため（あるいは、自国の利益を守るため）対越懲罰戦争を起こした¹⁷⁾。戦争は一ヵ月で終戦したが、それ以後10年間にわたり、中国とベトナムの国交が中断するに至った。この間、中国とベトナムの辺境貿易はほぼ中断し、ベトナムの経済発展に大きな影響を与えた。1991年に、中国とベトナムとの国交が回復したが、ベトナム国民の脳裏に、まだ中国との戦争の記憶が残され、中国に根深い警戒心を持っているのも当然なことであろう。

(2) ベトナムにおける「中国脅威論」の軍事的要素

CAFTA 締結以後、中国とベトナムは一時的な「緊密関係期」を経験した。しかし、2000年代から米国のアジア地域での存在力低下に対し、中国は南中国海における海軍の軍備増強を続けているため、中越関係の軋轢がだんだん高まってきた。

17) Nhat minh be 「Vietnamese Politics : China-Vietnam Relations and TPP」3~4頁 http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/documents/5140143_6a.pdf 2014年1月11日アクセス

2000年代に入って、中国はさらに急速な経済発展期に入り、毎年10%前後のGDP成長率を維持してきた。中国のGDP成長率の増加を背景に、軍事費額も大きく増加している。軍事費の増加により中国は人民解放軍（近年では特に海軍）の増強に力を入れている。中国は海軍に潜水艦及び水上艦艇の数を増やし、潜水艦基地、空母建設などを始めている。米国の2010年の『中国の軍事力報告』によれば、中国の海軍は主力艦艇75隻、潜水艦60隻、中大型の水陸両用艦55隻、ミサイルを装備した哨戒機85機を持っている¹⁸⁾そして2012年に、中国は改装空母「遼寧号」を公開した。

中国の軍備増強に対して、ベトナムの恐れを喚起し、ベトナムは中国と軍備競争の動きを行った。2009年に、ベトナムはロシアにキロ級潜水艦6隻とスホーイ戦闘機8機の購入を契約した。また、2010年にベトナムはロシアからスホーイ12機の追加購入契約を締結した。同年に、ベトナムはカナダからDHC-6哨戒機6機を購入した。さらに、南中国海の防衛のためベトナムはイスラエルと短距離弾道ミサイルシステムの購入を交渉した¹⁹⁾ベトナムの行動は、ベトナムと中国の互信関係を壊す他、ベトナムの国内における「中国脅威論」が育つ環境を提供している。そのため、ベトナムと中国の軍事競争は両国関係に消極的な影響しか与えないだろう。

実際、GDPの成長により、GDP額に安定的な比率を占めている軍事費用は増加するのが中国にとって当然なことである。近年中国の軍事費予算が増加しているとは言え、2011年に中国の軍事費のGDPに占める割合は1.28%であった²⁰⁾しかし、このGDPの1.28%という比率は小さいとはいえ、実際の軍事費用は膨大な金額となる。中国の周辺隣国、特にベトナムのような中国と国境を

18) 庄司智孝「南シナ海の領有権問題－中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」『防衛研究所紀要』第14巻 第1号 2011 防衛研究所 4頁

19) 庄司智孝「南シナ海の領有権問題－中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」11頁 http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j14-1_2.pdf 2014年11月10日アクセス

20) 中国統計局の統計による。

接する国にとって、隣国の軍備強化は自国への脅威と考えても仕方がないだろう。

(3) ベトナムにおける「中国脅威論」の政治的要素

南中国海問題は1970年代から顕在化していた。中国とベトナムの間の紛争はスプラトリー諸島、西沙諸島とトンキン湾で発生している。1974年と1988年に2回の軍事衝突が発生した。1990年代以後、中国国内の情勢は比較的に安定的になり、中国政府は基本方針を政治運動から経済発展へ移行させた²¹⁾。経済の発展は安定した国際環境を必要とするため、1990年代に、中国は南中国海問題に対して「条件が整わない限りには紛争を一時棚上げし、関係国間の友好関係に影響を与えるべきではない²²⁾」との政策をとっていた。

2000年のASEAN首脳会議で朱鎔基首相はASEANとFTAを締結しようということを提案する際、中国政府の南中国海問題に対する方針は「紛争を棚上げし、共同開発する」ことであった。中国のこの態度は一時期にベトナムを含むASEAN諸国における「中国脅威論」を封じ込めた。しかし、2008年以後、米国はアジア地域の影響力を固めるため、「アジア回帰」という政策を打ち出した。しかし、米国の「アジア回帰」は南中国海問題への関与の始まりでもあった。米国の関与に対抗するため、中国の南中国海問題に対する方針は「論争を棚上げし、共同開発する」ことから「南中国海は中国の核心利益」という主張に転換した²³⁾。しかし、このことによって、新たな「中国脅威論」がASEAN諸国で台頭することにもなった。

2008年から、南中国海における権益を強調するため、中国の監視船が西沙

21) 1966年から1977年まで、中国国内では「文化大革命」が勃発した。1979年に対越戦争が勃発した。1989年に「天安門事件」が発生した。また、1945年から1989年まで冷戦が続いた。すなわち、1990年代以前、中国の国内及び国外の環境は動乱な状況であった。

22) 「中国主張和平解決南沙疎争端」『人民日報』1992年7月23日

23) 高木誠一郎「中国外交における「核心利益」論の展開」を参照 http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Asia_Security/04_takagi.pdf 2014年1月15日アクセス

諸島付近で中国の禁漁通告を無視して作業するベトナム漁船を拿捕し、漁民たちを拘束するほか、船舶を没収し、時には賠償金を要求する事件が相次いでいる。これらのことは中国が領海権益を守るためだったが、その副作用としてベトナムにおける新たな「中国脅威論」を蘇らせている。

以上述べたように、ベトナムにおいて「中国脅威論」の要因は中越戦争の経験、中国の軍事強化と南中国海の紛争であった。これらの要因を踏まえた上で、次の節では、中国がCAFTAを締結することにより、「中国脅威論」をどのように緩和しようとしたのかをみておきたい。

3. 「中国脅威論」を緩和するための中国の努力

1991年に、中国とベトナムの対立関係は終結し、両国は国交を回復したが、ベトナム国内において依然として「中国脅威論」が存在していた。中国はベトナムとの関係を強化するため、また、ベトナムにおける「中国脅威論」を緩和するため、様々な努力をしてきた。

(1) 早期の努力（1991年～1998年）

この時期では、中国はベトナムとの友好関係・信頼関係を回復することを対越外交の中心にした。

1991年に、両国は「中越連合公報」を発表し、両国間に存在する国境などの領土問題は、話し合いを通じて平和的に解決することで合意した²⁴⁾。その合意により、中国は戦争のことを清算し、ベトナムと友好的な関係を築きたいという希望を示している。しかし、この連合公報は具体的な領土問題（例えばトンキン湾と南中国海問題）に関して、一言も触れなかった。

1993年に中国とベトナムは「中越の国境・領土問題の解決に関する基本原則についての合意書」に調印した。この合意は中国のベトナムとの関係悪化を

24) 「中越発表連合公報」『人民日報』1991年11月11日

防止する手段としてみるることができる。合意に定められた原則により、中国とベトナムの陸上領土問題に関する交渉が始まった。そして、1999年に中国とベトナムは「陸上辺境条約」を締結することに至った。

その後、1994年に江沢民総書記（当時）がベトナムを訪問し、中国の対ベトナム関係に対する考え方を発表した。「明確方向、逐步進歩、大局為重、友好協商」（両国は今後の発展方向を明確にすること、少しずつ前向きに友好関係を強化すること；大局を重んじ、平和的に話し合うこと）という内容だった²⁵⁾ この考え方は、以後中国とベトナム関係の指導方針の理論的基礎になった。

一方、1990年まで、ベトナムは国連の経済制裁を受け、国内経済と外交が深刻な不況に陥った。この状況から抜け出すため、国内では、ベトナムは経済改革政策を実施し、外交面では、ベトナムの中国に対する政策が変化した。ソ連の崩壊により、ベトナムは社会主義大国からの支援を失い、中国と国交を回復することによって、中国の改革経験と支援を目的にしている。ちょうどこの時期、中国は領土問題を収めて、経済の発展と平和な環境を創出する政策を打ち出し、両国の目的は一致した。

以上述べたように、中国は外交上の努力を通じて、ベトナムとの国交回復後にベトナム政府及びベトナム国民の心に残っている中越戦争の記憶を薄め、中国は敵ではなく友人であるという認識を植え付けようとしている。ちょうどその時期、ベトナムの改革目標と中国の発展目標は一致した。中国とベトナムの国交正常化及び友好関係を深めることが可能になった。

(2) FTA 締結の準備 (1999年～2002年)

江沢民が提出した対越方針に基づき、1999年に江沢民とベトナムの総書記レ・カ・フューは会合において両国関係を次のような16字方針によって表現

25) 于向东「正常化以来中越関係の発展」『中国与周边国家：构建新型伙伴关系』張蘊嶺 編 2008 社会科学文献出版社 125頁

した。すなわち、「長期穩定，面向未来，睦隣友好，全面合作」（長期的な安定を維持し，未来志向に善隣友好・全面協力関係を構築する）²⁶⁾である。その会見では，中越関係は友好的，長期的，安定的に発展することで一致し，両国の友好を一層深めることができた。それに対して，レ・カ・フュー総書記は「両国が高度な責任感と共同の努力によって，早急に両国の国境・領土問題を解決し，平和，友好安定の国境を打ちたてるべきである」と表明した²⁷⁾。レ・カ・フュー総書記の言論に依じて，ベトナムの中国に対する警戒心を弱めるため，1999年に中国はベトナムと「陸上辺境協定」を締結した。さらに，2000年に中国とベトナムは「トンキン湾領海，排他的経済水域及び大陸棚境界画定協定」と「トンキン湾漁業協力協定」を締結し，短期的に解決し難い領土紛争を共同開発・協力解決の方向へ向かわせた。

これらの協定によって，1999年に中国とベトナムの陸上の国境問題が解決され，残されている国境問題は南中国海においてだけとなったのである。この段階では中国とベトナムの関係はより深い段階に入り，中国のベトナムにおける「中国脅威論」を収める努力は効果的であったと言える。

(3) FTA 締結後 (2003年～)

中国の様々な努力によって，ASEAN側の中国に対する警戒心を弱め，2002年に「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」が調印された。その後，中国はASEAN諸国との友好関係を深める努力を続けている。

2005年に，当時の胡錦濤総書記がベトナムを訪問した際，中国とベトナムの関係を「よき隣人，よき友人，よき同志，よきパートナー」と表明した。胡錦濤の発言以降，中国はより積極的にベトナムと協力関係を図ることになった。

26) 新華社 2002年2月27日 <http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/7475/7482/20020227/675235.html> 2014年1月16日アクセス

27) 「中越連合声明」『人民日報』1999年2月28日

2005年に中国海軍とベトナム海軍は「トンキン湾合同パトロール協定」を締結した。そして、2006年4月に、中国海軍とベトナム海軍の合同パトロールが行われ、その合同パトロールは中国海軍と外国海軍との初めての合同パトロールでもあった。2005年から2011年にかけて、中国海軍とベトナム海軍はトンキン湾において、11回の合同パトロールを行い、両国と両軍の相互理解と信頼の関係を深め、南中国海の争いを緩和する効果があると考えられる²⁸⁾

また、2005年末に、中国海洋石油総会社とベトナム石油公社が「トンキン湾における石油・天然ガス協力枠組み協定」を締結した。この協定に基づいて、中国とベトナムは境界での資源の共同開発に乗り出した。2006年1月から、中国とベトナム両国はトンキン湾の共同漁区における漁業資源の共同調査を開始した。同年の9月に、同地域における合同検査活動も行われた。

トンキン湾において海上の協力だけではなく、中国とベトナムの陸上における協力も盛んになった。代表的な事例は「両廊一圈経済協力構想」である²⁹⁾「両廊一圈経済協力構想」を実行するため、中国とベトナム両国は協力指導委員会を設立し、中国とベトナムの政府間交流も促進されてきた。当時の中国外相唐家璇は両国の政府間交流を次のように述べた。「新たな情勢の下で両党、両国の指導者が遠く将来を見通し、相互の信頼を深め、協力を促進し、中越善隣友好の長期にわたる全面的で迅速な発展を推進するという意義は重大である³⁰⁾」

4. まとめ

以上述べたように、中国はCAFTAを締結する以前と締結した後に、「中国

28) 「ベトナム海軍艦艇が中国を訪問、南シナ海の緩和なるか」<http://www.recordchina.co.jp/a52231.html> 2014年11月10日アクセス

29) 「両廊一圈経済協力構想」は中国とベトナムとトンキン湾における経済協力の一部である。その内容は「昆明-ラオカイ-ハノイ-ハイフォン-クアンニン」と「南寧-ランソン-ハノイ-ハイフォン-クアンニン」の二つの陸上物流ルートを作ることによって沿線の活性化を目指すこと（両廊）とベトナム北部、広西チワン族自治区、広東省雷州半島、海南省で囲まれた海域で、海運も利用して沿岸を振興すること（一圈）である。

30) 「中越双辺合作指導委員会首次会議在河内举行」『人民日報』2006年11月12日

脅威論」を緩和するための様々な努力をしてきた。これらの努力は一時期には優れた効果を生み出した。

CAFTAを締結した初期に、中国とベトナムとの関係は国交が回復以来の最も良好な状態になった。中国は自らベトナムに友好的な姿勢を見せ、戦争によってもたらされたベトナムの自国への偏見を払拭しようと努力した。また、資源問題に関して、中国はベトナムに共同開発を提案し、紛争がある国境の資源を共有することによって、ベトナムの不満を和らごうとしてきた。さらに、中国は南中国海における海軍強化を図るにあたり、ベトナム海軍と共同パトロールや共同演習を通じて、ベトナム海軍と同盟のような関係を構築した。

これらの外交努力はCAFTAを締結した初期に中国とベトナムの関係を良好なものにした。しかし、2007年以後、米国のアジアへの関与によって、中国とベトナムとの関係は不確定なものとなった。2007年に、米国はベトナムへの武器販売を再開した³¹⁾。そして、オバマが大統領に就任して以後、米国の世界のリーダーの地位を固めるため、米国政府は「アジア回帰」の方針を提出した。ベトナムは米国のこの方針を利用し、経済上中国と緊密な貿易関係を維持していると同時に、南中国海において、中国に対抗する傾向を示してきた。一方、中国は米国のアジアへの関与に対抗するため、また、近年中国の経済が急速発展期に入って、天然資源に対する要求が拡大しているため、南中国海問題に対する方針は「紛争を棚上げし、共同開発」の方針から「南中国海は中国の核心利益である」方針へと転換した。

それらの問題の詳細について、第四節で詳しく考察を行うが、次の節では、CAFTAを締結して以来、中国とベトナムの経済関係を考察することによって、中越の経済関係の深さを明らかにしておきたい。

31) 「緊張の南シナ海－なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011. 6. 14 <http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50609621.html> 2014年2月1日アクセス

第三節 CAFTA における中国とベトナムの経済関係

2002年11月4日に、中国とASEAN諸国は「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を調印した。2003年10月6日に中国とASEANは「中国ASEAN包括経済協力枠組み協定」修正議定書」を提出した。この議定書により中国とASEAN諸国は原産地規則とア－リーハーベストの内容及び実施日程が決められた。その後、2004年11月29日に、中国とASEANは「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定物品貿易協定」(物品貿易協定)を調印した。「物品貿易協定」において、ASEAN6とCLMV諸国に対する関税削減の日程は異なっている。その他、関税削減の内容として、ア－リーハーベスト品目、ノ－マル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目(センシティブ品目と高度センシティブ品目)に分別される。それぞれの関税削減日程も異なる。

その後、2007年1月に中国とASEANは「サービス貿易協定」を調印した³²⁾。また、2009年8月に「投資協定」が結ばれ、2010年1月1日から発効した。「投資協定」は中国とASEANの間で、自由、便利、制度透明かつ公平な投資環境を構築することを目的としている。「投資協定」の目的は、中国とASEAN諸国は互いの投資家に内国民待遇、最恵国待遇を与え、投資活動に関する法律上の保障をすることである。この協定では、中国とASEANは①投資体制の自由化、②互いに両地域の投資家に有利な投資環境を創出し、③両地域の政府は投資に関することの協力、④法律上で双方の投資を保障することが決められた。

本節では、「はじめに」で述べたように、ベトナムをCLMVの代表的事例として取り上げ、中国とベトナムとの貿易状況、関税削減の進行、その効果及び投資状況とFTAによる影響を分析しておきたい。

32) 本文では物品貿易と直接投資を中心として分析するため、サービス貿易には関わっていない。

1. CAFTA における CLMV 諸国に関する関税削減の諸規定

(1) アーリーハーベスト品目について

アーリーハーベスト品目は HS01 から HS08 までの製品を対象として決められた³³⁾ 中国と ASEAN6 の間で、アーリーハーベスト品目の関税引き下げは 2004 年から引き下げが始まり、2006 年にゼロ関税となったが、中国と CLMV の間のアーリーハーベスト品目の関税削減は 2006 年から始まり、2010 年にゼロとすることが決められた。だが、表 1 のように、ベトナムは CLMV の特例として、2004 年にアーリーハーベスト品目の関税削減が始まって、2008 年にゼロに引き下げると決められた。現在まで、アーリーハーベスト品目はすでにゼロ関税となっている。

表 1 CLMV 諸国の関税削減スケジュール

	X = MFN 税率	ACFTA 特惠関税率 (%)						
		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
ベトナム	X ≥ 30%	20	15	10	5	0	0	0
	15% ≤ X < 30%	10	10	5	5	0	0	0
	X < 15%	5	5	0-5	0-5	0	0	0
ラオス 及び ミャンマー	X ≥ 30%	-	-	20	14	8	0	0
	15% ≤ X < 30%	-	-	10	10	5	0	0
	X < 15%	-	-	5	5	0-5	0	0
カンボジア	X ≥ 30%	-	-	20	15	10	5	0
	15% ≤ X < 30%	-	-	10	10	5	5	0
	X < 15%	-	-	5	5	0-5	0-5	0

注：特惠税率は 2003 年 7 月 1 日時点の関税率。WTO 非加盟国の場合は同時点の対中関税率。ACFTA 特惠税率は各年 1 月 1 日現在の関税率。

出所：中国 ASEAN 物品貿易協定附属書 1 表 i, ii, iii を参照して作成

33) 動物、肉及び食用内臓、魚、乳製品・蜂蜜・卵、その他の動物製品、生き植物、野菜、果物の一部例外を除く農水産物のことである。

(2) 「物品貿易協定」について

「物品貿易協定」において、中国と ASEAN6 の間と同様に、中国と CLMV 間においては同じようにノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リスト品目と高度センシティブ・リスト品目を含む）の内容及び関税削減の日程が決められた。

「物品貿易協定」によって、中国と CLMV の貿易品目は ASEAN6 と同様に、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リスト品目と高度センシティブ・リストを含む）が定義された。ASEAN6 の場合にセンシティブ・トラック品目は 400 品目まで決められたが、CLMV の場合では、センシティブ・トラック品目の数は 500 品目まで基準を決められると緩和している³⁴⁾。そして、表 2 のように、CLMV の関税削減日程はノーマル・トラック品目の関税が 2015 年にゼロまで引き下げられることが決められた。センシティブ・トラックの関税について、2015 年にセンシティブ・リスト品目の関税が 20% まで引き下げられ、2020 年に 0～5% まで引き下げられる。高度センシティブ・リスト品目の関税は 2018 年に 50% 以下に引き下げられることが決められた。その中で、ベトナムは CLMV の中で、特にノーマル・トラック品目の関税削減の進行が他の三カ国より早い。表 3 のように、ベトナムの関税削減は 2005 年から始められた。2011 年の

表 2 ASEAN・中国 FTA 関税引き下げ概要

	ノーマル・トラック	センシティブ・トラック	
		センシティブ品目	高度センシティブ品目
ASEAN6	2010年関税撤廃 (150品目は2012年)	2012年20%に引き下げ 2018年0-5%	2015年50%以下に引き下げ
CLMV	2015年関税撤廃 (250品目は2018年)	2015年20%に引き下げ 2020年0-5%	2018年50%以下に引き下げ

出所：『CAFTA 物品貿易協定』の内容により作成

34) ベトナムの場合では、センシティブ・リスト品目は 501 種、高度センシティブ・リスト品目は 424 種、合計 925 種類の製品でセンシティブ・トラックを構成した。

表3 ベトナムのノーマル・トラック品目の関税削減日程

X = CAFTA 税率	CAFTA の税率（毎年1月1日から有効）							
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2011年	2013年	2015年
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	25	15	10	0
$45\% \leq X < 60\%$	40	35	35	30	25	15	10	0
$35\% \leq X < 45\%$	35	30	30	25	20	15	5	0
$30\% \leq X < 35\%$	30	25	25	20	17	10	5	0
$25\% \leq X < 30\%$	25	20	20	15	15	10	5	0
$20\% \leq X < 25\%$	20	20	15	15	15	10	0.5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	15	10	10	10	5	0.5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	10	10	10	8	5	0.5	0
$7\% \leq X < 10\%$	7	7	7	7	5	5	0.5	0
$5\% \leq X < 7\%$	5	5	5	5	5	5	0.5	0
$X < 5\%$	そのままキープ							0

注：2005年の関税は7月1日から削減
出所：物品貿易協定附属書1表ii

時点で、ベトナムのノーマル・トラック品目の関税は既に10%以下に削減された。

現時点でCAFTAにおけるベトナムの関税削減はまだ完成していないが、次の節では、関税がゼロになっているアーリーハーベスト品目の中国・ベトナム間の貿易状況を考察する上で、CAFTAの中国とベトナムとの貿易への影響を分析しておきたい。

2. 中国の対ベトナム貿易状況

(1) 中国の対ベトナム貿易の全体図

中越国境戦争の影響により、一時中止していた両国の貿易は、1982年から再び開始された³⁵⁾。1980年代に、中国とベトナムの間の貿易は国境付近を中心

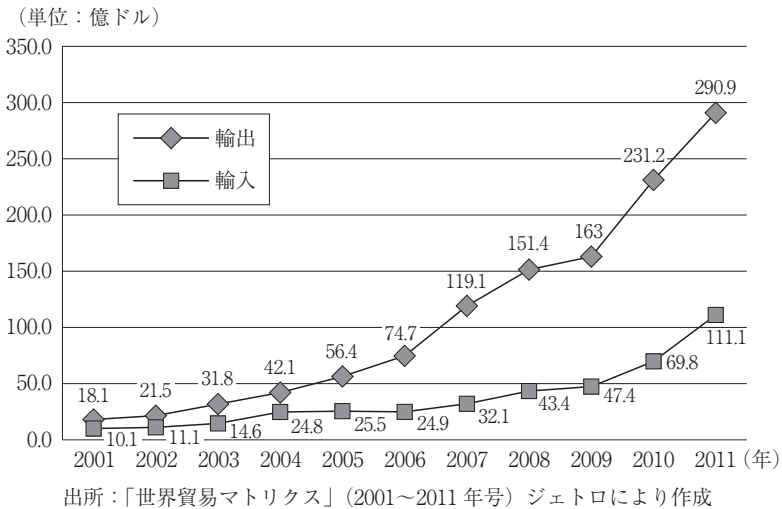
35) 1979年2月17日から3月16日まで続いた戦争のことである。この戦争は一ヵ月続いたが、実際、中国とベトナムの国境紛争は1989年まで続いた。

に行われていた。1991年に、中国とベトナムは「中国・ベトナム連合公報」を公表し、両国の貿易は正常状態に戻った。2001年以後、中国経済は急速発展期に入り、2002年にCAFTAの「枠組み協定」が調印された。その影響を受けて、中国の対ベトナム貿易は急増した。図1に示したように、2001年から2011年まで、中国の対ベトナム輸出金額は16倍に増加し、中国のベトナムからの輸入金額は11倍に増加している。

中国の対ベトナムの輸出品目の中心は機械設備・同製品、石油製品、鋼鉄、化学原料と織布・生地である。中国のベトナムからの輸入は石炭、原油、鉄鉱石、ゴム、生活用品と農林水産品が中心となっている³⁶⁾

ベトナムにとって、中国はますます重要な貿易相手国となっている。図1に示すように、2001年からベトナムの対中国貿易は大幅な貿易赤字を継続して

図1 2001年～2011年中国の対ベトナム貿易動向



36) 阮芳鸾「中国・東盟自由貿易区背景下越中貿易関係研究」学位論文 2009 中国地質大学 26～28頁と「ジェトロ世界貿易投資報告」(2008～2011各年度)ベトナム編 ジェトロを参照

きた。2011年に、ベトナムにとって中国は米国に次いで、第二位の輸出先となった。そして、輸入の面では、中国は10年連続でベトナムの最大の輸入国であった。

上述したように、ベトナムの中国からの輸入は機械設備・同製品、石油製品、銅鉄、化学原料と織布・生地であった。ジェットロの統計によれば、2007年から2009年まで、ベトナムが中国から輸入した機械設備、鉄鋼、織布・生地の合計の全輸入金額に占める割合は、2007年は全体の52.8%、2008年は41.3%、2009年は31.5%であった³⁷⁾。2010年以降、ベトナムの対中貿易赤字は拡大し続け、該当品目の輸入量も増加してきた。これらの輸入品は工業と紡織業のものが中心となり、これらのものはベトナムの工業と紡織業に貢献している。また、ベトナム政府は2020年にベトナムが新興工業国になる目標を設立したため、中国からの輸入はこの目標を達成するため、重要な役割を果たせると考えられる。

一方、2004年からASEAN6におけるCAFTAのアーリーハーベスト品目に関する関税削減が始まった。そして、2008年にベトナムはCLMVでは最初に中国アーリーハーベスト品目関税をゼロまで引き下げた。次の節では、中国とベトナムの間のアーリーハーベスト品目の関税削減状況を述べ、アーリーハーベスト品目の関税削減がどのような影響を両国間の貿易に与えたかを考察していきたい。

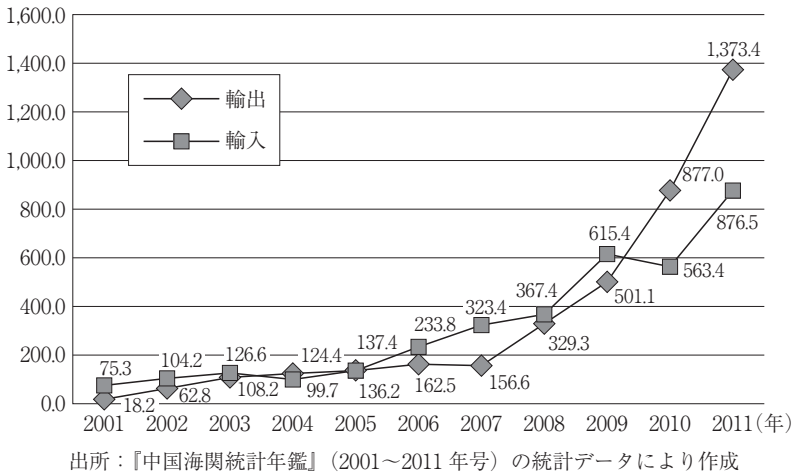
(2) アーリーハーベスト品目の関税削減と中越貿易

上述したが、中国のベトナムからの輸入の一部は農林水産物である。アーリーハーベスト品目は主に農林水産物であるため、本節では、この部分の貿易を中心に状況を分析していく。

まず、輸出の側面からみてみよう。図2が示すように、2001年に中国の対ベトナムのアーリーハーベスト品目の輸出額は1,820万ドルであった。2011

37) ジェトロ『世界貿易投資報告－ベトナム編』（2008、2009、2010）の統計に基づく。http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ 2014年11月25日アクセス

図2 2001年～2011年中国の対ベトナム貿易にアーリーハーベスト品目の動向
(単位：百万ドル)



年に中国の対ベトナムへのアーリーハーベスト品目の輸出額は13億7,340万ドルであり、2001年と比べて75.5倍増加した。

次に、輸入の側面からみてみよう。2004年にベトナムにおけるアーリーハーベスト品目の関税削減が始まった。2001年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は7,530万ドルであった。2007年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は3億2,340万ドルであった。2008年アーリーハーベスト品目の関税がゼロに下げられた。2011年に中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額は8億7,650万ドルであった。2001年から2011年までの間に、輸入額は11.6倍だけ増加した。

以上の統計からみると、アーリーハーベスト品目において、中国の対ベトナムへの輸出の成長率は輸入の成長率よりはるかに大きい。しかし、貿易の全体で分析すると、異なる結論になる。

表4はアーリーハーベスト品目の中国の対ベトナムの貿易全体に占める割合を示している。輸出の側面では、アーリーハーベスト品目の中国の対ベトナム

表4 2001年～2011年アーリーハーベスト品目が中国の対ベトナムの貿易に占める割合
(単位：%)

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年
輸出	1.0	2.9	3.4	2.9	2.4	2.2	1.3	2.2	3.1	3.8	4.7
輸入	7.4	9.3	8.7	4.0	5.3	9.4	10.0	8.5	13.0	8.1	7.9

出所：『中国海関年鑑』（2001～2011年号）の統計データにより作成

の輸出に占める割合が、2001年の1.0%から2011年の4.7%へ成長した。輸入の側面では、アーリーハーベスト品目が中国のベトナムからの輸入に占める割合は、2001年の7.4%から2011年の7.9%に増加した。その中で、輸入の成長率は低いが、アーリーハーベスト品目の関税がゼロに引き下げられた前後の2007年と2008年と2009年の割合に注目するべきである。2007年にアーリーハーベスト品目が中国のベトナムからの総輸入額に10.0%の割合を占め、2008年は8.5%を占め、2009年に史上最高の13.0%を占めた。この三年間に、アーリーハーベスト品目の関税削減によって、アーリーハーベスト品目では中国のベトナムからの総輸入に占める比重が大きくなっている。それはCAFTAの関税削減効果であろう。しかし、2009年以後、中国のベトナムからのアーリーハーベスト品目の輸入額が総輸入額に占める割合が減っていることは、中国とベトナムとの南中国海における関係が緊張したことの結果と考えられる。この問題について、次の節で分析を行いたい、アーリーハーベスト品目の関税をゼロに下げた前後、中国のベトナムからの輸入では、アーリーハーベスト品目が重要な位置を占めるようになったことは確かである。

上述したように、CAFTAを締結して以来、中国とベトナムの貿易が大きく成長してきた。輸入に比べると中国の対ベトナムへの輸出が急激に増えたが、CAFTAによる関税削減が先に行われているアーリーハーベスト品目分野では、中国のベトナムからの輸入に大きな割合を占めている。すなわち、中国にとって、ベトナムは中国製品の消費市場であると同時に、中国に農林水産品などの原材料を提供している。

3. 中国の対ベトナム投資

中国企業の対外投資は既に1990年代から始まったが、一般的に中国企業の本格的な投資活動は2000年代から増加した。これは「走出去」政策の実施によるところが大きい。また、中国政府における対外直接投資の統計は2003年から始まったため、本論文では、中国の対ベトナムの直接投資を2003年から分析することによって、中国企業がベトナムへ投資する分野を明らかにする上で、ベトナムが中国の「走出去」戦略に占める位置を明らかにしておきたい。

(1) ベトナムの外資優遇政策

ベトナム政府は1986年にドイモイ政策を導入する中で、計画経済体制から市場経済体制へ移行した。次に、1987年に「外国投資法」の実施により、初めて外国投資家に扉を開いた。その後、1990年、1992年、1996年と2000年に四回に分けて、その法律を修正し補充した。「外国投資法」では、外国投資事業の所得に対する利益税の税率が10%から25%までと規定されている。利益税は法人税に相当する税であり、国内企業の場合は25%から45%までの税率であるから、外資企業をかなり優遇していることになる。外国（合併）企業に対する標準税率は25%であり、優遇税率は20%、15%、10%に分かれている。どの税率が適用されるかは、投資プロジェクトをベトナム計画投資省（MPI）に申請しその認可を受ける際に、利益税の税率も同時に決定される仕組みになっている。

1990年代前半、外国からベトナムへの直接投資が順調に伸びたが、アジア通貨危機の影響により、1997年以後ベトナムへの投資ブームが落ち込んでしまった。

2006年に、ベトナム政府は外国資本を誘致するための新たな「投資法」を設定した。「投資法」によって、投資家の財産に対する保護、市場の開放、外国へ送金の保証、国内企業と統一する価額、料金の適用、法律変更する時投資の保護、税制上の投資優遇措置、欠損金繰越、減価償却、土地使用、工業区へ

の投資優遇措置等が決められた。

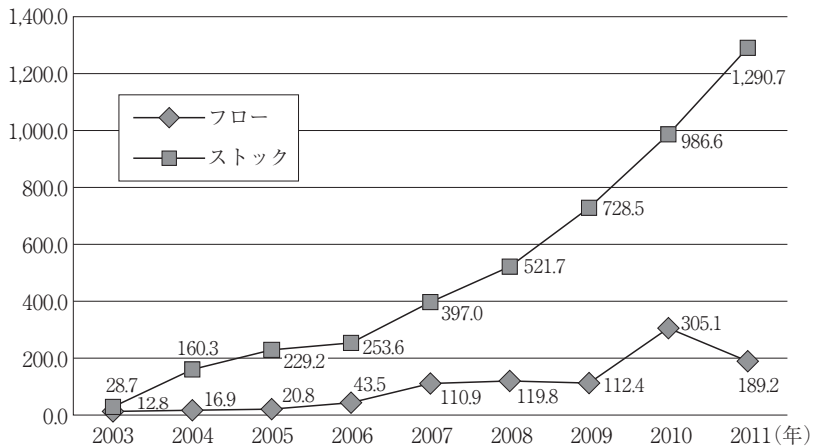
投資環境の大幅改善に従い、中国企業は「走出去」政策に後押しされて、ベトナムへの投資を始めたのである。

(2) 中国の対ベトナム投資の状況

図3に示したように、2003年から2010年までの中国の対ベトナムへの直接投資フローの金額は安定的に増加した傾向が見える。特に2010年に、中国とASEANの「投資協定」が発効し、中国の対ベトナムへの直接投資フローの金額は2009年から、3倍増加した。しかし、翌年度の2011年に、中国からベトナムへの直接投資フローの金額は3億510万ドルから1億8,920万ドルに激減した。その原因は、中国とベトナムの南中国海における衝突に関係するだろう。とはいえ投資ストックの面からみると、2011年に、中国の対ベトナムへの直接投資ストックは12億9,070万ドルであり、2003年の2,870万ドルと比べると、450倍に大幅に激増している。また、これらの投資は、主に製造業、

図3 中国の対ベトナム直接投資状況

(単位：百万ドル)



出所：「中国対外直接投資統計年報」(2003～2011年号)の統計データにより作成

卸売業、採鉱業、生産・サービス業及び農林水産業に集中している。つまり、中国にとって、ベトナムは原材料の確保と生産基地の役割が大きいと理解してよいだろう。

図3だけを見ると、中国の対ベトナムの直接投資は順調に成長すると思われるが、中国の対ASEANの直接投資における対ベトナムの直接投資をみると、違う傾向がみえる。表5に示したように、2003年に、中国の対ベトナム直接投資フローは対ASEANの直接投資フローにおいて、第4位であり、2005年に史上最高の第2位になったが、「投資協定」が発効された2010年に第6位に下げた。2011年には、最低の第8位まで落ちてしまった。中国の対ベトナムの直接投資のストックからみると、2003年に中国の対ASEANの投資ストックにおいて第5位だったが、2011年に第6位になっている。

表5 ASEANにおける中国の対ベトナム投資額順位

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
フロー順位	4	5	2	4	3	5	6	6	8
ストック順位	5	2	2	2	3	3	4	6	6

出所：「中国対外投資統計公報」（2003～2011年号）の統計データにより作成

表5から分かるように、中国の対ベトナムの直接投資は成長しているが、ASEAN全体からみて、中国にとってベトナムの投資先としての役割は比較的小さいと理解できるだろう。

一方、中国企業への対ベトナムの貿易と投資はどのような関係があるだろうか。ここで、製造業における中国企業への対ベトナムへの直接投資の事例を挙げてみる。

重慶宗申動力機械株式会社（宗申動力）は中国重慶市（西南部の内陸地域にある）のバイク、各種のエンジンと農林機械を生産する会社である。2003年に、宗申動力は深圳証券取引所で上場して以後、ベトナムへの進出を開始した。2004年に、宗申動力はベトナムのヴィンフック省メリン県で220万ド

ルを投資し、宗申ベトナムエンジン製造有限公司（宗申ベトナム）を設立することを計画した。そして、2004年年末まで宗申動力は150万ドルを投資し、2005年に宗申動力は79万ドルを追加投資した³⁸⁾。2005年年末まで、宗申動力はベトナムへの総投資額が合計229万ドルとなった。だが、それ以後宗申動力の対ベトナムへの投資は行われていない。そのことから推測できることは、宗申ベトナムは現地法人として、現地での生産・販売活動を行っていることである。すなわち、宗申動力はベトナムへ投資し、現地での生産販売を通じて、本国からの輸出に代替していることが考えられる。

4. まとめ

CAFTAの規定によって、2008年からベトナムのアーリーハーベスト品目の関税がゼロに引き下げられた。アーリーハーベスト品目の関税の引き下げと共に、中国の対ベトナムの貿易が大きく増加している。特に、中国のベトナムからの輸入において、関税削減前後の3年間に、アーリーハーベスト品目の輸入額は輸入総額に占める割合が史上最高値になっていた。2010年、領海問題のトラブルで、中国とベトナムの貿易状況が変化したが、全体からみるとアーリーハーベスト品目の関税削減のほうが中国とベトナムの貿易に与える影響が大きいと考えても良いだろう。現時点、ベトナムのノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラックの関税削減はまだ始まっていないが、中国にとってベトナムは中国のASEANにおける重要な市場と原材料産地の役割であるという傾向はみえるだろう。

投資の側面では、2003年から中国の対ベトナム直接投資フローは微増の傾向がみえる。2010年に「投資協定」の発効により、中国企業の対ベトナム投資額は一気に3倍ほど増加したが、領海紛争の影響で、2011年に投資額は再び百万ドル台に戻った。ASEAN全体からみると、ベトナムは中国のASEAN

38) 『2006年重慶宗申動力機械株式会社年報』70頁 <http://www.cninfo.com.cn/finalpage/2007-03-07/21255343.PDF> 2014年6月1日アクセス

における投資先として中心的な国ではない。中国からベトナムへの投資額ストックは大きく増加しているが、ASEANにおいて、その比重はさほど大きくない。

以上のように、投資面では、中国にとってベトナムの役割は弱い³⁹⁾が、貿易の面では、中国にとってベトナムの役割は大きいとみられる。2011年に中国はベトナムの第二位の輸出相手国であり、ベトナムは中国のASEANにおける第三の輸出国となっている³⁹⁾ 両国の貿易関係は緊密であると言えるだろう。しかし、このような緊密な経済関係は背景において中国とベトナムの外交関係は2008年以後緊張な傾向に変化した。中越関係緊張化の原因は南中国海問題である。次の節では、南中国海問題について、考察を展開しておきたい。

第四節 中越関係の不安定要素——南中国海問題

前節で、中国とベトナムの経済関係について考察を行った。CAFTAの締結により、中国とベトナムは互いに経済面での関係が重要になっている。しかし、近年の両国の経済関係が緊密化する裏面で、中国とベトナムの外交関係に緊張関係が生まれている。例えば、2008年からベトナムの漁船と中国の海上執法船の間で南中国海において衝突が起きたり、ベトナムの漁民が中国の禁令を無視し紛争海域で作業したりするなどの事件が多発している。これらの事件は中国とベトナムの外交関係を悪化させた。

本節では、中国の立場から南中国海における紛争について考察する。すなわち、FTAによる市場統合と安全保障（あるいは外交）に関する一般理論では、FTAが深化・拡大するにつれ、外交関係は良好なものになると主張している。つまり、FTAの推進と両国の政治関係（外交関係）は調和的なものに描かれている。本節ではCAFTA締結以後、中国とベトナムとの外交関係を考察することによって、このような一般理論を検討したい。

39) ジェトロの統計により

1. 南中国海問題の詳細

東南アジア諸国と中国の間に位置する南中国海において、これまで領土紛争が度々生じてきた。中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン及びブルネイはそれぞれがこの地域を自国の領土であることを主張している。本節では、中国とベトナムとの紛争に焦点を当て考察を行う。

中国は南中国海の約8割に及ぶ海域内の島礁の領有権を主張している。その8割には南沙諸島(スプラトリー諸島)、西沙諸島(パラセル諸島)、中沙諸島、東沙諸島(プラダス諸島)が含まれている。ベトナムはスプラトリー諸島とパラセル諸島に対して、領有権を主張している⁴⁰⁾ 中国とベトナムの領有権問題の核心はスプラトリー諸島とパラセル諸島である。

こうした中国の主張の根拠となるのは漢時代からの古典書物に見られる。例えば、『異物誌』、『混一疆理歴代国都之図』、『更路簿』、『広州記』、『元代疆域図叙』などである。これらの書物では、スプラトリー諸島の場所や、中国のスプラトリー諸島に対する開発や歴史的統治などのことが記載されている⁴¹⁾

第二次世界大戦の時、日本はスプラトリー諸島を占領した。第二次世界大戦終結後、日本はスプラトリー諸島の管轄権を国民党政権の中国に返却し、中国はスプラトリー諸島を奪還した。1949年に中国の政権が交替したが、共産党政権の中国は継続して、スプラトリー諸島の領有権を主張してきた。しかし、その時中国の海軍の力が弱く、また、中国国内で、文化大革命運動が起こっていたため、この海域で中国は積極的な行動を取らなかった⁴²⁾

1974年1月に、ベトナムはパラセル諸島とスプラトリー諸島の一部を自国の領土に入れ、パラセル諸島海域で、ベトナムの海軍が中国の漁民及び海軍を襲撃する事件が発生した。その事件を発端に、パラセル諸島海域において中国

40) 森 聡「南シナ海開放的な海洋秩序を形成できるか」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou_vol4_27.pdf 2014年3月13日アクセス

41) 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻 第一号 2007.9 144~145頁

42) 同上146頁を参照

とベトナムの間で小規模な海戦が行われ、結果として中国はパラセル諸島を完全に占領した⁴³⁾ また、1988年に、国連教育科学文化機関は「中国がスプラトリー諸島海域で海洋観察所を設立する」ことを認めた。これに対抗し、ベトナムはこの海域で中国に対抗し続けてきた⁴⁴⁾

以上述べたように、1990年代以前、中国はベトナムと南中国海問題について対立の姿勢が続いてきた。しかし、1991年に中国とベトナムが国交を回復し、友好関係を構築するため、さらに「中国脅威論」を封じ込めるため、中国の南中国海に関する方針が変化した。

2. 南中国海問題について中国の対応

1989年に「天安門事件」が発生し、中国は民主や人権問題により、欧米の民主主義諸国の不満を招いてきた。また、ソ連の崩壊と東欧諸国の体制移転により、中国は唯一の社会主義大国となった。このような背景において、1990年代初頭に、中国は欧米諸国から孤立した。中国は不利な周辺環境を認識し、近隣諸国との友好関係を構築することに努力してきた。

1991年、中国とベトナムは中越戦争により中断した国交を回復した。両国は国交を回復する際に南中国海問題について、当時の中国のトップである鄧小平は、様々な場合で「我々はしばらく南沙諸島の問題を棚上げすべきである」また「両国の友好関係を考慮すれば、我々はこの問題をしばらく棚上げし、共同開発を進めるという道を探ることができる」という見解を表明した⁴⁵⁾ そして、鄧小平のこの見解を方針として、1995年のASEAN地域フォーラムの閣僚会合で、中国は南中国海紛争の平和的解決の意思を示した。1997年のアジ

43) 「歴史的今天：西沙自衛反撃戦」新華網 http://news.xinhuanet.com/mil/2005-01/20/content_2485501.htm 2014年3月20日アクセス

44) 「88年中越南沙海戦」戦略網 <http://history.chinaiss.com/html/20078/10/a3c66.html> 2014年3月20日アクセス

45) 飯田将史「南シナ海における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻 第一号 2007.9 148頁

ア通貨危機以後、中国は積極的にASEANとFTAを締結することを進め、南中国海問題を二国間協議で議論することを主張し、南中国海問題による悪影響を避けてきた。

ASEANとFTAを進めるため、2002年に、中国はASEAN諸国と「南中国海行動宣言」に署名した。そして、FTA締結以後、2005年に中国とフィリピンとベトナムは「南中国海において海底資源の共同地震波探査を実施する協定」を締結した。その二つの宣言と協定は一時的に南中国海における中国とベトナムの紛争を沈静化させたが、2000年代後半、米国のアジア地域への関与によって中国とベトナムの関係は再び緊張状態になった。しかし、この状況はFTAの締結によって、緊密な経済関係が良い政治関係に繋がるという一般的な理論と異なっている。次の節では、この問題について、分析をおこなう。

3. 経済関係の深化が政治関係の深化に至るか—南中国海における中国とベトナム緊張関係の真相

第三節で述べたように、CAFTAの締結によって、中国はベトナムと緊密な経済関係を構築しようとしてきた。CAFTAは経済効果をもたらす他、外交面の効果ももたらすといわれている。一般的に、FTAを通じた国家間経済統合の進展は、相互不信の克服と安全保障競争の緩和に役立つということである⁴⁶⁾。また、FTAは第三国による潜在的あるいは現実的な脅威に対抗して、安全保障同盟関係を強化するための経済手段の一つとなりうるということである⁴⁷⁾。だが、近年、南中国海において、中国とベトナムの間で緊張関係に至る事件は多発しているが、これらをどのように評価すべきであろうか。

46) Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement: Motivations and Consequences」 Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim』 2009 Palgrave Macmillan 54頁

47) 同上 55頁

2005年から2010年10月にかけて中国に拿捕されたベトナム漁船は63隻、拘束された漁民は725名いる⁴⁸⁾ 2011年5月に、中国海監船3隻がベトナム中部ニャチャン沖約150kmの海域で地震波探査を行っていたベトナムの探査船の活動を妨害して、ケーブルを切断した。また、同年6月に、漁政2隻に支援された中国漁船がベトナムの地震波探査船のケーブルを切断しようとした。2012年に中国の漁船2隻が南中国海で作業するベトナムの地震波探査船のケーブルを切断した⁴⁹⁾ それらのことに対して、ベトナムは中国に抗議した。2012年5月にはスプラトリー諸島海域で、ベトナム艦艇3隻が中国漁船5隻を追跡した事件が発生した⁵⁰⁾

では、経済関係が緊密になっている中国とベトナムの間で、FTAの締結によって、経済関係が深化していることにもかかわらず、なぜ南中国海において、外交上の緊張関係が生じているのか。筆者は米国の南中国海への関与が中国とベトナムの衝突の源であることを主張する。

ソ連が崩壊して以来、米国の外交方針はソ連を封じ込めることからテロとの戦いを重視することになり、アジア太平洋に対する外交・安全保障面への関与を低下させた⁵¹⁾ 一方、2000年代に入ってから、中国は急速的な経済発展を経験し、その著しい経済成長は世界から注目されている。また、CAFTAの締結によって、中国はASEAN諸国との関係を緊密化しつつあり、アジア地域における影響力は大きくなる傾向を見せている。それに対して、米国はリーマン

48) 「Vietnam Demands Unconditional Release of Fishermen Held by China」Than Nien News 2010. 10. 8

49) 小谷俊介「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動」『レファレンス』2013 35～36頁 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1 2014年3月23日アクセス

50) 小谷俊介「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動」『レファレンス』2013 38頁 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1 2014年3月22日アクセス

51) 加藤洋一「アジア回帰外交成立の経緯とアジア諸国の反応」久保文明・高畑昭男・東京財団「現代アメリカ」プロジェクト 編『アジア回帰するアメリカ』NTT出版社 2013 104頁

ショックの影響を受け、景気の低迷が続き、世界一強国の地位が脅かされている。さらに、近年、中国は海軍を強化することにより、米国の太平洋における覇権が挑戦を受けている。

このような背景において、米国はアジアにおける戦略の方針を「アジア回帰」としている⁵²⁾。アジア諸国が紛争を抱えている南中国海は米国の「アジア回帰」の着手点になる。そして、米国にとって「アジア回帰」のスタートがベトナムへの武器販売の解禁とみてもよいだろう。2007年に、米政府は対ベトナム武器禁輸の解除を決定し、ベトナムとの関係を改善しようとしていた⁵³⁾。また、2009年からベトナムへの軍事援助が始まっている。その後、2010年に米国のヒラリー国務長官はベトナムへ訪問する際、「米国とベトナムは互いに、かつての敵国ではなく、パートナー、同輩、そして友人として相手を見ることを学んだ。オバマ政権には、米越関係をより高い段階へ引き上げる準備がある⁵⁴⁾」。これらのことによって、米国とベトナムの同盟関係が構成された。同年のASEAN地域フォーラム閣僚会議に米国のヒラリー国務長官は南中国海問題について「南中国海における国際法規の遵守は米国の国益である」ことを表明した⁵⁵⁾。ここにきて、米国は南中国海へ完全に関与することになっている。

一方、ベトナムの対中国政策の変化は米国の関与の基礎となっている。1970年代以前、ベトナムの中国政策は完全な依存政策をとっていた。この時期にベトナムは中国から大量の経済・軍事援助と経済協力を得た。しかし、中ソの関係悪化とベトナムの対ソ政策により、1970年以降、ベトナムの対中政策は完全な対立政策をとった。その結果は、中越辺境戦争が勃発し、ベトナムは国

52) Hillary Clinton 「America's Pacific Century」 http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/10/11/americas_pacific_century 2014年3月23日アクセス

53) 「米国が対ベトナム武器禁輸措置を解除」『ベトジョー ベトナムニュース』2007.2.28

54) 「Retrouvailles des Etats-Unis et du Vietnam」『Le Monde diplomatique』2011 <http://www.monde-diplomatique.fr/2011/06/MONTHEARD/20703> 2014年3月23日アクセス

55) 「緊張の南シナ海—なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011.6.14 <http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50609621.html> 2014年3月23日アクセス

連による経済制裁を受けた。1991年に、ベトナムと中国国交が正常化され、ベトナムは新たな対中政策をとってきた。

ベトナムは積極的に中国と経済協力、地域協力に参加して、相互互信の関係を構築すると同時に、軍事面の現代化を強化し、軍事上で中国と対抗できるよう求めている。その目的は地域協力することによって、中国の行動を制限することである。その他、ベトナムは欧米諸国との関係を強化することによって、中国を牽制することを目的にしている⁵⁶⁾。このような政策は米国のアジアへ関与の受け皿となった。

その他、米国は南中国海問題について、「南中国海での航行の自由を守ること」を主張している⁵⁷⁾。南中国海地域において、中国、ベトナム及びその他のASEAN国は領有権を主張していることはその地域の緊張関係の源になる。米国の関与は領土問題にかかわらず、航行権利から出発し、ベトナムにとって受け入れやすくなる。

また、ベトナムと米国、ベトナムと中国は同じ緊密な経済関係を維持しているためである。CAFTAの締結によって、ベトナムと中国の経済関係は緊密的な状況になっている。2006年以来、貿易上では中国はベトナム最大の輸入先となっている。表6で示すように、ベトナムは中国からの輸入はベトナムの総輸入額の2割前後を占めている。そして、毎年増加する傾向が見える。

しかしながら、ベトナムは中国から大量の輸入をしていると同時に、米国と緊密的な経済関係を維持している。ベトナムと米国の国交が1995年に回復した。2005年以後、米国はベトナムの最大な輸出市場の役割を果たしている。表7で示すように、2006年からベトナムの対米国への輸出額はベトナムの総輸出額の2割弱を占めている。

56) Le Hong Hiep「Vietnam's Hedging Strategy against China since Normalization」『Contemporary Southeast Asia』Vol. 35 No. 3 2013 338~339頁

57) 加藤洋一「アジア回帰外交成立の経緯とアジア諸国の反応」久保文明・高畑昭男・東京財団「現代アメリカ」プロジェクト 編『アジア回帰するアメリカ』NTT出版社 2013 104頁

表 6 2006 年～2013 年ベトナムの中国からの輸入金額と輸入総額に占める割合

(単位：億ドル，%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
中国からの 輸入金額	59.0	73.9	125.0	156.5	164.4	200.2	245.9	287.9	369.5
ベトナムの 輸入総額	367.6	448.9	626.8	807.1	699.5	848.0	1,067.5	1,137.9	1,290.0
構成比	16.0	16.5	19.9	19.4	23.5	23.6	23.0	25.3	28.6

出所：「世界貿易マトリクス」(2006～2012年号)ジェトロにより作成(2013年のデータはIMFの統計による)

表 7 2006 年～2013 年ベトナムの対米国への輸出金額と輸出総額に占める割合

(単位：億ドル，%)

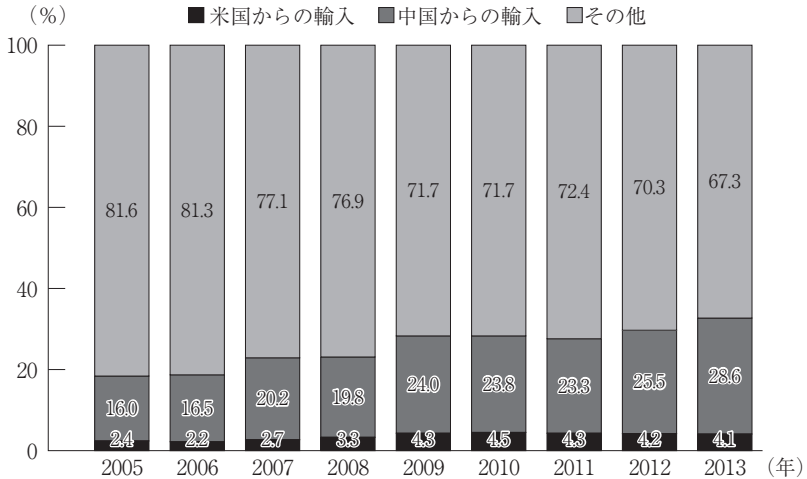
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
対米国の 輸出金額	59.2	78.3	100.9	118.7	113.6	142.4	169.3	196.7	238.7
輸出総額	324.5	398.3	485.6	626.8	571.0	721.9	969.1	1,145.7	1,266.5
構成比	18.3	19.7	20.8	18.9	19.9	19.7	17.5	17.2	18.8

出所：「世界貿易マトリクス」(2001～2011年号)ジェトロにより作成(2013年のデータはIMFの統計による)

また、中国と米国のそれぞれのベトナムの貿易に占める位置を比べてみると、ベトナムの輸入については、図4が示すように、2005年から2013年まで、中国からの輸入はベトナムの総輸入額の16.0%から28.6%へ増加している。それに対して、2005年から2013年まで、ベトナムの輸入総額に占める米国からの輸入の比率は2.4%から4.1%へ増加しているが、中国と比べると極めて小さい。中国はベトナムにとって最大の輸入相手国であることは明らかである。

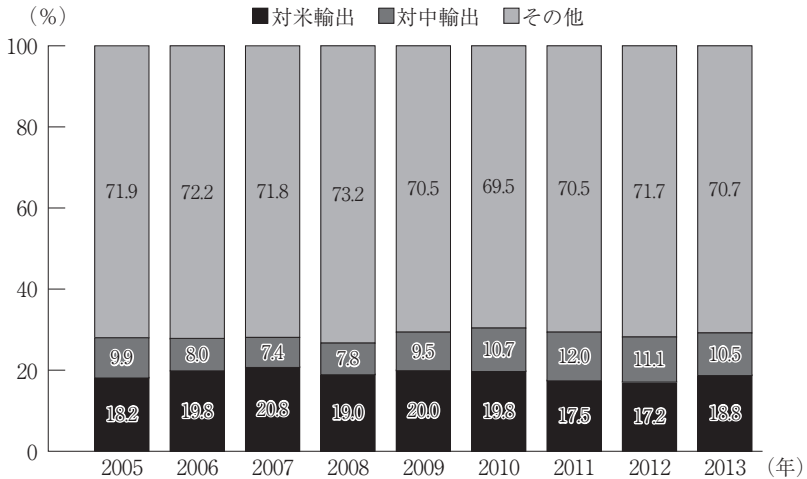
ベトナムの輸出においては、図5が示すように、2005年から2013年までにおけるベトナムの対中輸出の割合は9.9%から10.5%へ増加している。それに対して、同時期にベトナムの対米輸出の割合は18.2%から18.8%へ微増している。ベトナムにとって、米国が最大の輸出相手国であることは変わらない。

図4 2005年～2013年ベトナムの輸入総額に占める中国と米国の割合図



出所：国連の統計により作成 <http://comtrade.un.org/data/> (2013年のデータはIMFの統計による)

図5 2005年～2013年ベトナムの輸出総額に占める中国と米国の割合図



出所：国連の統計により作成 <http://comtrade.un.org/data/> (2013年のデータはIMFの統計による)

そのため、輸入の面では、ベトナムは中国に依存しているが、輸出の面では、ベトナムは米国に依存している。また、第二節で述べたように、ベトナムの中国からの輸入において、繊維品は大きな割合を占めている。従来ベトナムの対米国の輸出において、繊維と衣料品は最も多い品目であるため⁵⁸⁾、ベトナムの中国からの輸入は直接的にベトナムの対米輸出に影響すると理解できる。そのため、貿易面では中米両国はどちらともベトナムをコントロールすることができ、中米両国の外交政策はベトナムの対外政策を制約する条件になるだろう。

一方、ベトナムは中国と緊密な経済関係を維持していると同時に、米国とも緊密な経済関係を持っていて、ベトナムは中国と米国の二カ国からどちらかを選ぶことが困難であろう。そのため、米国の南中国海での関与に関して、ベトナムは、中国とFTAを締結していると同時に、米国の関与を受けつつ、中米両国との関係のバランスを計ろうとしている。

さらに、近年中国の海軍力の強化によって、ベトナムの中国に対する脅威の心理が蘇っている。ベトナムの一部の学者は再び「中国脅威論」を主張するようになってきている。ベトナムのシンクタンクである社会科学院の学者は「中国は経済の発展に伴い、軍事力強化のためかなり予算を使っているので、ベトナムにとって本当に脅威である……アメリカが本格的にアジアに復帰することを契機に、アメリカ、インド、日本等の国と協力関係を締結するべきである。その目的は中国に対抗することである」と表明した⁵⁹⁾。米国の南中国海への関与は、ベトナム国内の「中国脅威論」の提唱者に米国と同盟関係を構築すべきであると唱えるチャンスを提供している。

以上述べたように、米国の南中国海への関与及びベトナムの対米態度の変化

58) ベトナムの対米輸出品目はジェトロ 『世界貿易投資報告－ベトナム編』（2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013年号）の統計に基づく。http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ 2014年11月25日アクセス

59) 「ベトナムのシンクタンクとの対話：中国とどう対峙したらいいのか」国家基本問題研究所 http://jinf.jp/wp-content/uploads/2012/08/ベトナム訪問本文修正12-5-8.pdf 2014年3月23日アクセス

によって、中国の南中国海における政策を転換せざるを得なくなった。CAFTAを締結した際に、中国の南中国海における方針は「紛争を棚上げし、共同開発」であったが、2000年代後期になって、その方針は「中国は南中国海における権力・利益を核心的国家利益とする」へと変化した⁶⁰⁾

だが、中国のベトナムとの外交関係は完全な対立でもない。領土問題に関して、中国とベトナムは陸上国境の懸念が2009年まで続いた。2009年11月18日に、南中国海問題が緊張している時期に、中国とベトナムは「中越陸地境界勘界協議書」、「中越陸地境界管理制度協定」及び「中越陸地辺境港及び管理制度協定」を調印し、陸上の国境が決められた。それらの協定は2010年7月に発効している⁶¹⁾ また、同じ領海問題として、トンキン湾海域も中国とベトナムとの海上国境を接する海域である。2000年に、中国とベトナムは「トンキン湾領海、排他的経済水域及び大陸棚境界画定協定」と「トンキン湾漁業協定」を調印した⁶²⁾ この二つの協定によって、トンキン湾全体の面積の53.23%がベトナム側、46.77%が中国側に帰属することになった⁶³⁾ その後、同海域において中国海軍とベトナム海軍とのパトロールや海洋資源探査を共同実施することに合意した。

では、中国とベトナムとの陸上国境とトンキン湾の海上国境は既に解決しているのに、なぜ南中国海問題を解決できないのだろうか。その根本的な原因は陸上国境とトンキン湾問題が中国とベトナムとの二国間の問題である。中国は南中国海問題が直接の当事国間の交渉で解決すべきだと主張している⁶⁴⁾ その目

60) 「Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power」The New York Times April 23, 10

61) 「中越両国政府签署陸地勘界文件」中国外交部 2009. 11. 19 http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/wjbxw_611271/t627968.shtml 2014年3月30日アクセス

62) 飯田将史「南シナ海における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第10巻 第一号 2007. 09 150頁

63) 吉川尚徳「中越のトンキン湾海上協定画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策」『海幹校戦略研究』2012. 12 128頁 <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/2-2/2-2-8.pdf> 2014年3月30日アクセス

64) 「王毅部長：南中国海問題は直接の当事国間の交渉で解決すべき」『人民日報』2013. 07. 03

的は第三国の干渉を防ぐことである。それに対して、南中国海問題について、領有権を主張する国が多く存在するため、特に、近年に米国が南中国海問題に積極的に関与することになって、南中国海海域では、単なる中国とベトナム、中国とASEAN諸国との関係ではなく、中国と米国間の関係になっている。そのため、南中国海において、中国はベトナムとの緊張関係が表象として現れているが、その本質は中国が米国に対抗することである。

以上述べたように、中国とベトナムの南中国海における緊張関係は、単純に中国とベトナムの立場から分析するのは不十分である。南中国海問題の表象は中国とベトナムの緊張的な関係であるが、その表象は経済関係が深化している中国とベトナムにとって、「経済関係が深化・拡大するにつれ、外交関係は良好になる」という一般的な理論と相違する。だが、総合的に該当地域の現状を考察すれば、米国の関与はこの地域の緊張関係に至る根本的な要因となる。米国が南中国海問題に関与することによって、この地域の問題は二国間だけの問題ではなく、広範囲な国々を巻き込んだものとなっている。ベトナムは自国の安全保障の脆弱性を軽減させ、より強い国家との経済関係を深化させて国際社会からの孤立を回避するために⁶⁵⁾中国と米国との均衡関係を採らなければならない。そのため、南中国海問題の本質は中国が米国の関与に対抗することにある。

ただし、CAFTA発効の期間はまだ短いことである。中国とベトナムの間のノーマル・トラックとセンシティブ・トラックの関税削減はまだ始まっていないため、中越と米越の経済上の関係はまだ未知数である。そのため、現時点では、中国とベトナムの間で、米国の関与により一部の関係が緊張的な傾向を見せるが、これからのCAFTAのスケジュールに従って、中国とベトナムの経済関係はより深化することによって、南中国海問題のような中国とベトナムの関

65) Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement : Motivations and Consequences」 Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism FTA Diffusion in the Pacific Rim』 2009 Palgrave Macmillan 55頁

係上の不調和な事件はいずれ回避できるであろう。

4. まとめ

本節では、南中国海をめぐる、中国とベトナムとの関係を考察してきた。南中国海の領有権問題について、中国は古典書籍の記録を根拠として、領有権を主張してきた。第二次世界大戦後、「サンフランシスコ条約」による領土分配に不満を持つ中国とベトナムは南中国海において、対立を続けてきた。

1991年に、中国とベトナムとの国交を回復し、短期間に解決できない南中国海問題に対して、中国は「紛争を棚上げし、共同開発」という外交方針を用いて、「中国脅威論」を封じ込め、ベトナムとの友好関係を構築した。その外交方針はCAFTAを締結する時も、重要な役割を果たした。だが、中国とベトナムとの友好関係は2000年代半ばまで続いてきたが、2007年以後、南中国海海域において中国とベトナムの関係が再び対立的になっている。

2003年にCAFTAを締結して以来、中国とベトナムとの経済関係は益々緊密になっている。2012年に、中国はベトナムにとって、第3位の輸出市場であり、第1位の輸入先である。このような背景では、南中国海において中国とベトナムの対立は「FTAが深化・拡大するにつれ、外交関係は良くなる」という一般的な理論と相違しているのではないのか、という疑問が出てくる。その問題を考察すると、問題の要因は理論の誤差ではなく、米国の南中国海への関与によって、中越関係が緊張していることである。米国の南中国海への介入強化により、中国は対抗措置として軍事力強化を図っている。そのことがベトナムに中国脅威論を引き起こさせている。しかし、それは中国とベトナムの対立関係というよりむしろ、中国と米国の対立関係となっている。

米国とベトナムとの経済関係が中越経済関係と同じく緊密さを持っていること、南中国海海域の領有権ではなく自由航行権を主張すること及び中国の軍備強化により、ベトナム国内では「中国脅威論」が蘇ることによって、ベトナムは米国の関与を受け入れた。だが、中国は南中国海問題を両国間の問題として

主張し、米国に反発している。そのため、南中国海問題は中国とベトナムの領有権紛争から中国と米国の競争になっているのである。

現在、経済上において、ベトナムにとって、中国と米国の重要さは互角であるだろう。ベトナムは該当地域の小国として、中米間の競争を利用し、両国との関係に均衡をとることによって、自国の利益の最大化を図ろうとしている。だが、現在 CAFTA の関税削減の段階からみると、中国とベトナムの間のノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の関税削減はまだ開始していない。今後、CAFTA の進行に従って、中国とベトナムの経済関係はもっと深化されていくであろう。その時、ベトナムにとって、中米両国のバランスは変化して、中国とベトナムの間で、南中国海問題のような不調和的なことは順調に解決できることになるだろう。

終 わ り に

ASEAN は ASEAN6 と CLMV 4 カ国で構成されている。それらの国は遥か昔から、中国と深い絆が続いてきた。その中に、ベトナムは中国との長い交流の歴史の中に、平和な時代を経験し、戦争の経験もあった国である。特に、1979 年の中越戦争によって、ベトナムにおける「中国脅威論」が膨れ上がっている。

ベトナムにおける「中国脅威論」は CAFTA の締結以前と締結以後の要因はそれぞれ違っている。FTA 締結以前、ベトナムにおける「中国脅威論」の要因は 1979 年の中越戦争だったが、FTA 締結以後のベトナムにおける「中国脅威論」の要因は中国が海軍を強化することと中国が南中国海問題に対して態度が強硬的になっていることである。

それに対して、中国は発展の中心を政治運動から経済発展へ移行し、周辺国と友好関係を構築しなければならないため、1991 年にベトナムと国交を回復してから、積極的に「中国脅威論」を封じ込める努力をしてきた。

その成果として、2002 年に「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」が締結された。CAFTA により、中国と ASEAN6、中国と CLMV 諸国との関税削

減の方式及びスケジュールが決められた。また、関税削減の分野はアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ・リストと高度センシティブ・リストを含む）に分類される。CLMV諸国の中、ベトナムの経済発展が他の三カ国より進んでいるため、アーリーハーベスト品目の関税削減は最初に行われる。

CAFTAの締結によって、中越貿易は大きく成長している。その中、2011年まで、アーリーハーベスト品目は中国のベトナムからの輸入に大きな割合を占めているため、ベトナムは中国の農林水産品の生産基地の役割を果たしている。投資の側面では、中国からベトナムへの直接投資が増加しているが、他のASEAN国と比べるとまだ少ない段階である。

CAFTAの締結は、以上のような環境を構築してきた。しかし、近年になると、中国とベトナムは南中国海問題によって、緊張的関係になっている。この状況は「FTAの締結により、国家間経済統合の進展、相互不信の克服と安全保障競争の緩和に役立つ」という一般的な認識と相違しているように見える。だが、南中国海問題をより深く考察すると、その原因が分かるようになる。

中国とベトナムとの南中国海問題の中心は領海問題である。同じ領土問題である陸上国境問題とトンキン湾問題に関して、中国とベトナムは順調に解決できたが、南中国海問題が解決できない要因は米国の関与にあると考えられる。中国と米国の競争により、中越関係は中米両大国間の競争の餌食になってしまった。また、中国の強気により、ベトナムと他のASEAN諸国の間では、「中国脅威論」が再び盛り上がることになるため、中国の以前の努力は無駄になる可能性が大きいと思われる。米国の関与を排除することが中国のこれからの最大の外交課題となるであろう。

参 考 文 献

英 語

「Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power」The New York Times April 23. 10

- Gowa, J 『Allies, Adversaries, and International Trade』 1994 Princeton University Press
- Mike M. Mochizuki 「Political-Security Competition and the FTA Movement: Motivations and Consequences」 Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada 『Competitive Regionalism FTA Diffusion in the Pacific Rim』 2009 Palgrave Macmillan
- Nhat Minh Be 「Vietnamese Politics: China-Vietnam Relations and TPP」 http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/documents/5140143_6a.pdf
- Polachek, S. W. 『Conflict and Trade: An Economics Approach to Political Interactions. Why Democracies Cooperate More and Fight Less: The Relationship between International Trade and cooperation』 Review of International Economics, 1996
- 「Vietnam Demands Unconditional Release of Fishermen Held by China」 Than Nien News 2010. 10. 08

中国語

- 劉 德標 『中国自由貿易協定概論』 中国商務出版社 2012
- 「歴史的な今天: 西沙自衛反擊戰」 新華網 http://news.xinhuanet.com/mil/2005-01/20/content_2485501.htm
- 阮 芳鸞 「中国・東盟自由貿易区背景下越中貿易關係研究」 學位論文 2009 中国地質大学
- 「王毅部長: 南中国海問題は直接の当事国間の交渉で解決すべき」 『人民日報』 2013. 7. 3 新華社 2002年2月27日 <http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/7475/7482/20020227/675235.html>
- 徐 春祥 『東亞貿易一体化—從区域化到区域主義』 社会科学文献出版社 2008
- 于向東 「正常化以來中越關係的發展」 『中国与周边国家: 構建新型伙伴關係』 張蘊嶺 編 2008 社会科学文献出版社
- 「中国主張和平解決南沙疎争端」 『人民日報』 1992年7月23日
- 「中越發表連合公報」 『人民日報』 1991年11月11日
- 「中越双边合作指導委員會首次會議在河内舉行」 『人民日報』 2006年11月12日
- 「中越两国政府簽署陸界勘界文件」 中国外交部 2009. 11. 19 http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/wjbxw_611271/t627968.shtml
- 「88年中越南沙海戰」 戰略網 <http://history.chinaiss.com/html/20078/10/a3e66.html>

日本語

- 石川幸一 「急拡大する中国とASEANの貿易関係」 『季刊 国際貿易と投資 Winter 2006/No. 66』
- 石川幸一 「ASEANと中国のFTAをどう評価するか」 『季刊 国際貿易と投資 Spring 2006/No. 63』
- 飯田将史 「南シナ海問題における中国の新動向」 『防衛研究所紀要』 第10巻 第一号

2007.9

「EPAの動態的効果に係る委託調査事業」三菱総合研究所 平成23年 http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001905.pdf

小谷俊介「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動」『レファレンス』2013 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358450_po_075403.pdf?contentNo=1

「緊張の南シナ海－なぜベトナムは強気なのか」『海国防衛ジャーナル』2011.6.14 <http://blog.livedoor.jp/nonreal-pompandcircumstance/archives/50609621.html>

グザヴィエ・モンテアール「新たな同盟関係：ヴェトナムと米国」木田剛 訳 <http://www.diplo.jp/articles11/1106.html>

佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国－安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房 2012

庄司智孝「南シナ海の領有権問題－中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応」『防衛研究所紀要』第14巻 第1号 2011 防衛研究所

「ジェトロ世界貿易投資報告」(2007～2011各年度)ベトナム編 ジェトロ

関 志雄「中国のWTOとFTA戦略」<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/030317world.htm>

高木誠一郎「中国外交における「核心利益」論の展開」http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Asia_Security/04_takagi.pdf

高橋俊樹「ACFTA(ASEAN中国FTA)の域内貿易への影響と運用実態」『季刊 国際貿易と投資 Autumn 2013/No.93』

福地亜希「ASEANと中国のFTA(ACFTA)と経済関係の深化」『Btmu Asean Topics No.2010/7』

「米国が対ベトナム武器禁輸措置を解除」『ベトジョー ベトナムニュース』2007.02.28

「ベトナムのシンクタンクとの対話：中国とどう対峙したらいいのか」国家基本問題研究所 <http://jinf.jp/wp-content/uploads/2012/08/ベトナム訪問本文修正12-5-8.pdf>

細川大輔「ベトナム・中国関係－調和の中の管理された対立」『立命館国際地域研究』第39号 2014

村田博昭「FTAによる日本経済の改革－日本の貿易・産業構造に及ぼす経済効果分析」<https://www1.doshisha.ac.jp/~sshinoha/report/2001/Murata.pdf>

森 聡「南シナ海開放的な海洋秩序を形成できるか」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou_vol4_27.pdf

姚 海峰「ASEAN・中国自由貿易協定の再検討」『松山論叢』第31号 2013

吉川尚徳「中越のトンキン湾海上協定画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策」『海幹校戦略研究』2012.12 128頁 <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/2-2/2-2-8.pdf>